

平成22年 第1回沼田町議会定例会（2日目） 会議録

平成22年 3月16日（火）

午前14時30分 開会

1. 出席議員

議長	9番	杉本邦雄	議員	1番	津川均	議員
	2番	横山忠男	議員	3番	高田勲	議員
	4番	大沼恒雄	議員	5番	絵内勝己	議員
	6番	上野敏夫	議員	7番	橋場守	議員
	8番	中村保夫	議員	10番	渡辺敏昭	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名  
町長 西田篤正君 教育委員長 植木和美君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	生沼篤司	君	総務課長	神憲彦	君
地域開発課長	横山茂	君	財政課長	辻山典哉	君
農業振興課長	辻広治	君	住民生活課長	栗中一弘	君
建設課長	谷口勲	君	和風園園長	篠原毅	君
旭寿園園長	吉田憲司	君			

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 松田剛君 次長 浅野信行君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 金平嘉則君 書記 川嶋智君

---

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）只今の出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、これより二日目の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りであります。

---

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番、横山議員、3番、高田議員を指名致します。

---

(予算等審査特別委員会審査報告)

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、予算等審査特別委員会の審査報告を議題と致します。委員長長の報告を求めます。津川委員長。

(津川委員長登壇)

○委員長（津川 均委員長）私の方から予算等審査特別委員会審査報告を行いたいと思います。予算等審査特別委員会審査報告。本委員会に付託された次の事件について、審査が終わりましたので、会議規則第77条の規程により報告致します。

〔以下、報告書を朗読〕

○議長（杉本邦雄議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。議題となっております条例案3件、予算案9件、計12件の議案につきましては議員全員による予算等審査特別委員会で審査したものであります。従いまして、委員長報告に対する質疑を省略し直ちに討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。それでは討論、採決に入ります。討論、採決は付託された議案についてそれぞれ1件ずつ討論、採決を致します。それでは討論、採決を致します。

---

○議長（杉本邦雄議長）議案第23号、沼田町介護サービス事業条例の一部を改正する条例についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第23号は原案のとおり決することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長(杉本邦雄議長) 議案第24号、沼田町指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業所条例についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第24号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長(杉本邦雄議長) 議案第25号、沼田町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第25号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長(杉本邦雄議長) 議案第31号、平成22年度沼田町一般会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第31号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）議案第32号、平成22年度沼田町養護老人ホーム特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第32号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）議案第33号、平成22年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第33号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）議案第34号、平成21年度沼田町国民健康保険特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第34号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）議案第35号、平成22年度沼田町介護保険特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決

致します。お諮り致します。議案第35号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長(杉本邦雄議長) 議案第36号、平成22年度沼田町老人保健特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第36号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長(杉本邦雄議長) 議案第37号、平成22年度沼田町後期高齢者医療特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第37号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長(杉本邦雄議長) 議案第38号、平成22年度沼田町公共下水道特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第38号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）議案第39号、平成22年度沼田町水道事業会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第39号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

### （一 般 議 案）

○議長（杉本邦雄議長）日程第3、議案第19号、沼田町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（神 憲彦課長）議案第19号、沼田町課設置条例の一部を改正する条例について。沼田町課設置条例の一部を改正する条例を提出する。平成22年3月9日提出、町長名でございます。

〔議案書条文の朗読〕

○総務課長（神 憲彦課長）今回の改正は最近の複雑で多様化する福祉施策の着実な実施や、住民の利便性を第1に考えきめ細やかな住民サービスを行う為、現状の住民生活課を住民の保健福祉を担当する保健福祉課と、戸籍事務等の総合窓口や生活ゴミの減量化等、今後確実に重要度を増す環境施策を担当する住民生活課に分割し、役場組織の充実を図ることとしたものでございます。よろしくご審議の程をお願いいたします。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第19号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決

ました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第4、議案第20号、沼田町名誉町民に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。

○総務課長（神 憲彦課長）議案第20号、沼田町名誉町民に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。沼田町名誉町民に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を提出する。平成22年3月9日提出、町長名です。

〔以下、議案書を朗読〕

○総務課長（神 憲彦課長）今回の改正につきましては平成19年の改正において、名誉町民の功労金の支給方法を年金方式から一時金方式に改正した際、平成19年の改正以前に既に名誉町民の称号を受けていた者については、経過措置として従前のおおりに毎年功労金を支給していたところですが、平成19年の条例改正から3年が経過したことを踏まえて、今回この経過措置を廃止し、名誉町民の称号を贈呈した際に支給する功労一時金のみとするものでございます。よろしくご審議の程をお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第20号は原案のおおりに決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のおおりに決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第5、議案第21号、沼田町火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）議案第21号、沼田町火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町火葬場の設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例を提出する。平成22年3月9日提出、町長名でございます。条例文でございます、沼田町火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。沼田町火葬場の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第32号）の一部を次のように改正する。全文の朗読は省略をさせていただきたいと存じますが、改正内容と致しましては、設置条例に休憩所を追加をすること、休憩所は火葬の時のみに使用を許可に限定すること、使用料を無料とすること等、それらに伴う文言の整理となっております。

提案理由でございますが、平成21年の国の地域活性化経済危機対策臨時交付金を財源に改築をしたので、沼田町火葬場の設置及び管理に関する条例に追加し、公有財産として管理運営をするものでございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第21号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第6、議案第22号、沼田町福祉住宅設置条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）議案第22号、沼田町福祉住宅設置条例の一部を改正する条例について。沼田町福祉住宅設置条例の一部を改正する条例を提出する。平成22年3月9日提出、町長名でございます。

〔以下、議案書を朗読〕

○住民生活課長（栗中一弘課長）提案理由を申し上げます。明日萌荘の所在を致します恵比島地区の地域住民の減少に伴いまして、入居希望者が現在現れてございません。3室中2室空室の状態が続いております。このことから入居者の範囲を定めております65歳以上となっております、年齢制限等を廃止を致しまして、入居条件を緩和することで施設の利用促進が図られることを目的とする改正でございます。

す。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第22号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第7、議案第26号、沼田町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）議案第26号、沼田町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成22年3月9日提出、町長名でございます。

〔以下、議案書を朗読〕

○住民生活課長（栗中一弘課長）提案理由でございますが、平成21年12月に身体障害者福祉法施行例の一部改正が行われました。肝臓機能障害が新たに身体障害者の認定基準に追加をされましたことに伴い、沼田町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の対象に、肝臓機能障害を追加するために改正するものでございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第26号は原案のとおり決することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長(杉本邦雄議長) 日程第8、議案第27号、北海道市町村総合事務組合格約の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(神 憲彦課長) 議案第27号、北海道市町村総合事務組合格約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合格約を次のとおり変更する。平成22年3月9日提出、町長名でございます。

北海道市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約。北海道市町村総合事務組合格約(平成7年3月7日市町村第1973号指令)の一部を次のように改正する。以下お目通しを頂きたいと思いますが、今回の改正につきましては胆振西部衛生組合、網走支庁管内町村交通災害共済組合、及び留萌広域行政組合が解散することによる脱退。並びに留萌市外2町衛生センター組合の名称を留萌南部衛生組合に変更することに伴い規約の一部を改正することとなっているものでございます。よろしくご審議の程をお願い致します

○議長(杉本邦雄議長) はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第27号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長(杉本邦雄議長) 日程第9、議案第28号、北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(神 憲彦課長) 議案第28号、北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更する。平成22年3月9日提出、町長名です。北海

道市町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約。北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように改正する。以下お目通しを頂きたいと思いますが、今回の改正につきましては議案第27号と同様、胆振西部衛生組合、及び網走支庁管内町村交通災害共済組合が解散に伴う脱退により規約の一部を改正ものとなっております。よろしくお願いを致します

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第28号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第10、議案第29号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（神 憲彦課長）議案第29号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合の規約を次のとおり変更する。平成22年3月9日提出、町長名です。北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を改正する規約。北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように改正する。以下お目通しを頂きたいと思いますが、この改正につきましても、胆振西部衛生組合、釧路広域市町村広域圏事務組合及び留萌広域行政組合の解散に伴う脱退と、留萌市外2町衛生センターの名称を、留萌南部衛生組合に変更することに伴い規約の改正を行うものとなっております。よろしくお願いを致します

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第29号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第11、議案第30号、空知教育センター組合規約の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（神 憲彦課長）議案第30号、空知教育センター組合規約の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、空知教育センター組合規約を次のとおり変更する。平成22年3月9日提出、町長名です。空知教育センター組合規約の一部を改正する規約。空知教育センター組合規約（昭和43年4月26日地方第691号指令）の一部を次のように改正する。

以下お目通しを頂きたいと思いますが、今回の改正につきましては北海道の支庁制度改革により、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴う支庁名の変更、並びに幌加内町の脱退のため本規約の一部を改正するものとなっております。よろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第30号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第12、議案第40号、公平委員会委員の選任について

てを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）議案第40号、公平委員会委員の選任についてでありますけれども、現委員であります田島博幸氏の任期満了が平成22年3月26日を持って満了になります。田島委員につきましては残任期間ということで平成20年から務めていただきましたけれども、その後任として下記の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。記といたしまして、住所沼田町字沼田111番地の6、氏名田島博幸、昭和26年1月10日生まれ、ということですね、残任期間で短い期間ではありましたが、とても非常に公平委員会委員として公平な立場で物事の判断をいただきましたし、豊富な経験で最も適任と認めまして改めて選任の同意の提案をさせて頂きたいというふうに思います。平成22年3月9日提出、沼田町長であります。よろしく同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第40号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第13、議案第41号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）議案第41号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありますけれども、現委員であります橋本寛氏の任期が平成22年3月24日を持って満了となりますので、下記の者を固定資産評価審査委員会委員として選任したいということで、地方税法第423条第3項の規定によって議会の同意を求めるものであります。記といたしまして、ご提案申し上げますのは、住所沼田町旭町3丁目4番16号、お名前は橋本寛氏、昭和17年7月30日生まれ67歳、ということですが、1期お務めいただきまして、まさに固定資産評価審査委員として適任として、再度委員として提案を申し上げますのでご同意を賜りますよう

にお願い申し上げたいという風に思います。平成22年3月9日提出、町長名であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第41号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。ここで書類を配るまでちょっと休憩致します。

15時02分 休憩

---

15時03分 再開

#### （日程の追加）

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今事務局より発議他2件について追加案件が提出されました。この際これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって日程第14、発議第1号、沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例について。日程第15、請願第1号、食料供給力の確保に必要な農業生産基盤の促進を求める請願について。以上2件日程に追加することに決しました。

---

#### （追加議案）

○議長（杉本邦雄議長）日程第14、発議第1号、沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。ここで提案理由の説明を求めるところですが、この際説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、説明を省略することに決しました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。発議第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

### （請願の採択）

○議長（杉本邦雄議長）日程第15、請願第1号、食料供給力の確保に必要な農業生産基盤の促進を求める請願についてを議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって請願第1号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。ここで紹介議員より説明を求めるところですが、この際説明、質疑を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑を省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。請願第1号は採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択すべきものと決しました。

### （日程の追加）

○議長（杉本邦雄議長）議事日程の追加についてお諮り致します。只今採択されました請願に伴う意見書案他5件について追加案件が提出されました。この際これを日程に追加したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって日程第16、意見案第1号、食料供給力の確保に必要な農業生産基盤の促進を求める意見書(案)について。日程第17、意見案第2号、保育制度改革に関する意見書(案)について。日程第18、意見案第3号、ヒロシマ・ナガサキ議定書のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書(案)について。日程第19、意見案第4号、季節労働者の失業給付を90日分にし季節労働者対策の強化を求める要望意見書(案)について。日程第20、議員の派遣について。以上日程に追加することに決しました。

---

### (意見案の審議)

○議長(杉本邦雄議長) 意見案の一括議題についてお諮り致します。この際意見案第1号から第4号までを一括して議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって意見案第1号から第4号は一括して議題とすることに決しました。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。それでは意見案4件を一括して採決致します。お諮り致します。只今の意見案4件は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって原案通り関係機関に提出することに決しました。

---

### (議員の派遣)

○議長(杉本邦雄議長) 日程第20、議員の派遣についてを議題と致します。お諮り致します。本件は本年度中における議員の派遣であります。説明を省略し、これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) 異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決しました。

---

### (閉 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）以上で、本定例会に付記された案件は全て終了致しました。  
これにて平成22年第1回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

15時08分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員